

知名町プレミアム付商品券事業・知名町マイナンバーカード取得推進商品券事業

取扱店舗募集要項

1. 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症が町の経済に与える影響を緩和し、原油価格や物価の高騰に直面する町民及び事業者への生活支援並びに地域経済の活性化を目的として、発行される知名町プレミアム付商品券と知名町マイナンバーカード取得推進商品券を取り扱う店舗の公募について、必要な事項を定めます。

2. 事業概要

商品券名称	知名町プレミアム付商品券	知名町マイナンバーカード取得推進商品券
商品券発行者	知名町	
発行枚数	56,400枚	56,400枚
券面	1,000円	
単位	1,000円券10枚で1セット (10,000円分を5,000円で販売)	1,000円券10枚で1セット (マイナンバーカード取得による支給)
プレミアム率	100%	—
購入または支給 セット数	1人1セット	
有効期間	令和4年9月23日(金)～令和5年1月31日(火)	
対象者	令和4年8月1日現在で知名町に住 民登録されている者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年8月1日において、本町に住所を有し、かつ有効なマイナンバーカードの所有者で、令和4年9月14日以降も本町に住所を有する者 ・有効なマイナンバーカードの所有者であって、令和4年12月28日までに本町に転入し、継続利用の手続きを行った者 ・令和4年11月30日までにマイナンバーカードの申請を行い、かつ、令和4年12月28日までに受取りを完了した者

引換え販売 出張受付の期間 及び場所	令和4年9月23日(金)～令和4年9月30日(金) あしびの郷・ちな ホワイエ
--------------------------	--

※販売期間の終了後、発行総数から販売総数を差し引いた残数については、数量を確認し、追加の販売方法等の取扱いを改めて町民に周知します。

3. 取扱店舗の登録等

- (1) 町は、本要項に基づき取扱店舗を募集し、申請のあった事業者を審査・登録の上、当該取扱店舗に取扱店舗登録証を交付します。
- (2) 登録可能な事業者は、知名町内に本店又は主たる事務所を有する者で、かつ、知名町に事業所（店舗）を有し、営業の実態が確認できる者としてします。
- (3) 次に定める事項に該当する店舗は取扱店舗として登録できません。
 - ア 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - イ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものに該当する事業者
 - ウ その他、町長が不相当と認める営業を行う事業者

4. 取扱店舗の責務等

- (1) 取扱店舗であることが明確になるように、登録証等を利用者がわかりやすい場所（レジの近く、又は店頭等）に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、必ず目視による真贋チェック（商品券見本を参照）を行ってください。色合いや形状が明らかに違うなど偽造が疑われる商品券については、受取を拒否するとともに、その事実を速やかに知名町役場企画振興課又は町民課まで報告してください。また、汚損・破損等が激しい商品券についても、受取を拒否してください。
- (3) 商品券受領後は、裏面所定欄に、取扱店舗名を押印または記載することとし、既に取扱店舗名のある商品券については、受取を拒否してください。
- (4) 町が取扱店舗及び関係機関への調査・照会が必要と認めた場合は、これに同意し、協力してください。

5. 申込手続きについて

取扱店舗に申請する際には、「知名町プレミアム付商品券・知名町マイナンバーカード取得促

進商品券取扱店舗登録申請書兼同意書」に必要事項を記入し、その他提出書類と合わせて企画振興課に提出してください。

- (1) 申込期限は、令和4年12月28日(水)までとします。
- (2) 申請のあった事業者については、町の審査を経て、承認された場合は「取扱店舗登録証」を交付することと合わせて、取扱店ポスター等を送付します。
- (3) 知名町内に複数の店舗が存在する場合は、店舗ごとに申請を行ってください。

6. 商品券の換金について

取扱店舗においては、登録、換金にかかる費用負担は発生しません。また、商品券を換金する場合には、次の事項に注意してください。

- (1) 商品券の換金は「がんばる知名町応援券第3弾知名町プレミアム付商品券・知名町マイナンバーカード取得促進商品券換金請求書」に必要事項を記入の上、商品券を添えてあまみ農業協同組合知名事業本部に提出してください。
- (2) 商品券の換金は、口座振込のみとします。
- (3) 換金期間は、令和4年9月26日(月)～令和5年2月10日(金)の期間の営業日(営業時間：午前9時から午後3時まで)とします。土日祝日は休業となり、期限を過ぎた換金請求は不可とします。
- (4) この要項に違反する行為が認められた場合は、換金拒否や取扱店舗の登録取消し、又は換金した金額の返納を求める場合があります。

7. その他

この要項に定めのないことについては、別途、町と協議するものとします。